

【記入例①】新規採用（臨時的任用は記入例②）又は異動したとき  
※詳細は「共済のしおり」のP7～P7-1を参照すること。

組合員 資格取得・転入届書

共済事務担当者印

・定年退職から引き続きフルタイム再任用は手続不要（共済組合員資格が引き続きのため）  
・臨時的任用職員から引き続き正規職員として採用された場合、この届書は使用せず、「組合員異動報告書（番号変更用）〔整理番号3-1〕」により手続を行う。



組合員証 記号番号	公立鹿	2 3 4 5 6 7 注1参照	所属所名	鹿児島市立共済小学校		
			所属所コード	7 6 5 4 3 2		
(フリガナ)	キョウサイ タロウ		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	△△ 年	9 月 10 日
組合員氏名	共済 太郎		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	記載内容を確認のうえ、学校事務職員が押印する	
資格取得 (就職、転入) 年月日	令和 ○ 年 4 月 1 日	辞令の発令日	基礎年金番号 <small>●20歳以上の者のみ記入</small>	(4桁) 1 2 3 4	(6桁) 5 6 7 8 9 0	
住所 ●住民票上の 住所を記入	〒 890-8566		鹿児島市共済町 2-2			年金手帳・ねんきん定期便等で確認できる。
給 与 支弁区分	<input checked="" type="checkbox"/> 県費 <input type="checkbox"/> 市町村費 (県費以外)	組合員種別	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 船員	船員手帳記号番号 ●船員組合員のみ記入		
資格取得前に有していた恩給法、退職年金 条例、共済法、国の旧法又は新法の規定に よる年金である給付	年金の種類	年金証書記号番号	年金額	円		

元の組合に関する事項 ●他共済組合又は公立学校共済組合他支部からの転入者のみ記入

所属組合	例・国立大学法人附属学校等（文部科学省共済組合）からの転入 ・知事部局（地方職員共済組合）からの転入 ・市町村教育委員会（市町村職員共済組合）からの転入 ※ 鹿児島市、指宿市、出水市、霧島市、鹿屋市の各教育委員会又は各 市立高等学校（公立学校共済組合（市費支弁組合員））からの転入の 場合は、「支部内の異動」として「組合員異動報告書〔整理番号3〕」 により手続を行う。
所属機関	
組合員資格取得 (就職、転入)年月日	
組合員資格喪失 (転出)年月日	

上記のとおり  組合員 として資格を取得(組合に転入)したので届け出ます。  
 船員組合員

公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

職名 教諭

令和 ○ 年 4 月 8 日 届出者 (組合員) 氏名 共済 太郎



上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 〒 890-8577

令和 ○ 年 4 月 8 日 所属所所在地 鹿児島市共済町 3-3

所属所長 職・氏名 校長 鹿児島 一郎

電話番号 ( 099 - 111 - 2222 )



注1 組合員証記号番号欄の番号は、県採用職員については職員番号を記入してください。  
市町村採用職員については、記入不要です(当共済組合への加入歴があり、当時の番号がわかる場合は記入してください。)

- 2 次の書類を併せて提出してください。
- ア 辞令の写し(市町村費支弁職員のみ)
  - イ 年金加入期間等報告書〔整理番号6〕
  - ウ 個人口座申出書〔整理番号54〕

職員番号が不明な場合は学校長・教育事務所等に問い合わせる。

- エ 常時勤務に服することを要しない者(会計年度任用職員等)は、職員調書〔整理番号2-2〕
- オ 公立学校共済組合他支部からの転入者は、組合員異動報告書〔整理番号3〕及び他県の支部で使用していた組合員証等(原本)
- ※ 被扶養者については、認定関係書類(国民年金第3号関係書類を含む。)を提出してください。
- ※ 個人番号については、当支部からJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)に照会し取得します。ただし、取得できなかった場合は、別途個人番号の申告について依頼しますので、その際は「個人番号申告書〔整理番号7〕」により申告してください。

組合員及び被扶養者が、共済組合員証が交付される前にやむを得ず医療機関等で受診をする場合、本人がいったん費用を全額支払った後、「療養費請求書〔整理番号34〕」を提出する。